

女性活躍推進法に基づく行動計画

より多くの女性がその個性と能力の発揮ができ、活躍できる雇用環境の整備を行う為、次のよう
に行動計画を策定する。

計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

内容

目標 1	計画期間中、管理職に占める女性労働者の割合を 60%以上に維持する。
対策 1	令和 8 年4月～ 管理職候補者の把握及び性別にかかわらず公正な登用を行う。
目標 2	計画期間中、育児休業取得率を男性 70%以上、女性 100%とする。
対策 2	令和 8 年4月～ 育児休業制度の周知及び取得状況の確認を行う。

<女性の活躍に関する情報の公表>

令和 7 年度 管理職に占める女性の割合（令和 8 年 3 月末現在）
62.2%

令和 5 年度 男女別の育児休業取得率
男性 0% 女性 100%

令和 6 年度 男女別の育児休業取得率
男性 100% 女性 100%

令和 7 年度 男女別の育児休業取得率
男性 80% 女性 100%